

誓約書及び同意書

1. 保育事由

○求職活動での入所

就労活動につとめ、すみやかに就労証明書および求職活動報告書を提出いたします。3ヶ月以内に就労できない場合は、退所いたします。

○出産事由での入所

産前産後2ヶ月以内の入所のため出産事由となり、出産予定日（申し込み時点で既に出産されている場合は出産日）の前後2ヶ月間の利用期間が終了次第、退所いたします。

継続を希望する場合は、出産予定月を含む4ヶ月目までに保育事由（求職を除く）を証明する書類を提出します。

○育児休業後の復職事由での入所

子どもが入所後、1ヶ月以内に復職いたします。復職できない場合は、退所いたします。

○保育事由等の変更

入所申し込み時の保育事由及び申し込み事項に変更があった場合、すみやかに届け出いたします。保育事由及び申し込み事項の変更後、保育事由を満たせない場合は、退所いたします。

○就労事由で入所後の出産について

保育事由が出産事由に変更となり、出産月を含む4ヶ月目に必ず復職する、または法律で認められる育児休業を取得し必要書類を提出いたします。

2. 必要書類及び証明書等の提出

必要書類及び証明書等は、期限内に提出いたします。提出できない場合及び提出した書類に虚偽の記載等があった場合は、退所いたします。

なお、入所申請後に保育事由や世帯状況に変更があり、提出期限までに変更後の必要書類が提出できない場合、入所申請時に提出した保育事由等を証明する書類は無効とし、必要書類の提出がなかったものとして利用調整を行うことに同意します。

3. 利用者負担額（保育料）・食材料費等

正当な理由なく利用者負担額（保育料）・食材料費等を滞納いたしません。

4. 欠席

自己都合を理由として、施設を入所月から欠席することはいたしません。

長期欠席（3ヶ月以上）する場合は、退所いたします。

5. 転入予定の方のみ

現時点では高石市外に在住していますが、利用希望日前日までに高石市へ転入しますので、高石市の認定申請及び施設等への利用を申し込みます。利用希望日前日までに高石市へ転入しない場合、高石市の認定及び施設等の利用（調整）決定を取り消されても異議はございません。

6. 個人番号（マイナンバー）の利用

提供した個人番号（マイナンバー）を利用し、課税情報等を取得することに同意いたします。

7. 個人情報の提供

施設を利用する場合には、申込書類等を、高石市から施設に引き継ぐこと及び入所、利用者負担額（保育料）等に関する個人情報を提供することに同意いたします。

8. ビデオカメラの設置及び撮影

綾園保育所の0歳児・1歳児クラスでは、事故防止等のためビデオカメラを設置しており、撮影することに同意いたします。

9. その他

以上、上記事項及び利用のしおり等を熟読し、理解したうえで入所申し込みいたします。記載内容を遵守できない場合、施設の退所指示に従います。

○上記記載内容を熟読、同意のうえ署名してください。誓約書及び同意書を遵守できない場合、退所いただきます。

高石市長 宛

令和 年 月 日

氏名